

# ブリッジ Bridge 1月号

## トレンドニュース(令和6年11月分)

- ◆ **大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.23倍(前月比0.02P上昇)**  
「**現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。**」
- ◆ **管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)**
  - ・新規求人数:10,541人と前年同月比1.2%増加。  
新規求職申込件数:1,440人と前年同月比1.3%増加。  
⇒**新規求職者数が2ヶ月連続で増加、人材確保には是非ハローワークをご利用ください。**

### ～年始無災害～

年始は、慌ただしい中での機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。

各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの順守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。

皆で力を合わせて安全・健康への思いを新たに、安全対策の徹底を図り冬型の労働災害を防止しましょう。

## 目次

### 《お知らせ情報》

- ◆ 年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう
- ◆ 技能実習生に対するその行為は人身取引です！
- ◆ 建設業における新たな化学物質管理とは
- ◆ 法定雇用障害者の数を算出する際の除外率が引き下げられます。
- ◆ 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)は要件が緩和され、より利用しやすくなりました

### 《統計情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職種別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

### ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36  
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東  
ホームページ



### 大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10  
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



# 年末年始は たっぷり休んで リフレッシュ!



Refresh!

もっと自分らしい  
働き方  
休み方



## 年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年休取得促進  
特設サイト▶



# 年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

**① 日数** 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

**例1** 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

<b>5日</b>	<b>5日</b>
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

**例2** 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

<b>15日</b>	<b>5日</b>
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

**② 活用方法** 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

## 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。  
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。  
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

## 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

### 〈労使協定で定める事項〉

#### ① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

#### ② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

#### ③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

#### ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

**労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。**

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

# 技能実習生に対するその行為は 人身取引です



## 人身取引※は、重大な人権侵害であり、犯罪です

技能実習生に対する「強制労働」や「中間搾取」などは、人身取引に該当する可能性があります。絶対にやめましょう。

※ 労働搾取目的の人身取引に該当する事案とは、  
①法人または個人が財産上の利益を得る目的で、  
②暴力の行使、脅迫、監禁、詐欺、権力の濫用またはぜい弱な立場に乗ずるなどの手段を用いて、  
③加害者の影響下から離脱することを困難な状態に置いた上で、労働者の意思に反して働かせる  
の3つの要件を満たすものです。

### 強制労働



労働者の意思に  
反して働かせる  
行為

### 中間搾取



第三者が労働者の賃金の  
一部を不当に得る（いわ  
ゆる「ピンハネ」）行為



## 以下の行為も「人身取引」となる可能性があります

以下の手段で、技能実習生を従わざるを得ない状況にして、労働基準関係法令に違反して働かせる行為も人身取引に該当する可能性があります。

### 暴力、脅迫、監禁 その他の強制力



暴力、脅迫、監禁の  
ほか、怒鳴る、殴り  
かかろうとする など

以下のような行為で技能実習生に恐怖を与え、働かせると、この手段に該当する可能性があります。

- ・ 頭を小突いたり肩を叩く
- ・ 住居から無断で外出を禁じ、勝手に外出すると罰金を取ると脅す
- ・ 語尾に「アホ」などの言葉を付けて強い口調で注意する など

### 権力の濫用または ぜい弱な立場に乗ずる



職場内の上下関係  
を利用して、  
相手の弱い立場に  
つけ込む など

解雇されたら行くところがないといった技能実習生の弱い立場につけ込み、「解雇する」「帰国させる」などと言って働かせることも、この手段に該当する可能性があります。

# 建設業における新たな化学物質管理とは

令和6年4月1日より全面施行された「新たな化学物質規制」に基づく自律的管理は、すべての業種、規模の事業者には義務付けられています。

また、建設業に対しても同様に主に以下の事項に係る必要な対応が義務付けられています。

- ◆ 化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任
- ◆ リスクアセスメント対象物による労働者のばく露を最小限度にする取組み
- ◆ 濃度基準値設定物質について、労働者のばく露濃度を基準値以下にする取組み
- ◆ リスクアセスメントの結果とばく露濃度低減措置の内容を労働者に周知するほか当該記録の作成・保存
- ◆ 皮膚等障害化学物質等への直接接触防止（保護手袋の透過を含む）に関する取組みなど、法改正に基づく措置が求められていますので、店社並びに現場における適切な化学物質管理の対応をお願いします。

## 令和6年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領(実施事項) 化学物質に関する健康障害の防止(抜粋)

ラベル、SDS 等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱い作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の徹底

リスクアセスメント対象物を取扱う作業での化学物質管理者の選任と、建災防が定めた建設業における化学物質取扱いリスク管理マニュアルの積極的な活用、保護具着用管理責任者による有効な保護具の選択、使用状況の管理等の徹底

溶接ヒュームが特定化学物質に位置付けられたことによる健康障害防止措置の徹底

- ◆ 現場等で使用する製品等の容器に以下の様なGHS勧告に基づく絵表示（ピクトグラム）が確認された場合は、危険性・有害性について安全データシート（SDS）で確認するなどにより、法令に基づく措置のほか必要な健康障害防止の対応を実施して下さい。

### GHSにおける絵表示（ピクトグラム）の例

#### GHSにおける「危険有害性」

ピクトグラム  
 <ラベル・SDSの絵表示と危険有害性>  
 絵表示(ピクトグラム):【シンボル】を赤い枠で囲んだもの

<b>【炎】</b>  可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	<b>【円上の炎】</b>  支燃性/酸化性ガス 酸化性液体・固体	<b>【爆弾の爆発】</b>  爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
<b>【腐食性】</b>  金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重なる 損傷性	<b>【ガスボンベ】</b>  高圧ガス	<b>【どくろ】</b>  急性毒性 (区分1~3)
<b>【感嘆符】</b>  急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	<b>【環境】</b>  水生環境有害性	<b>【健康有害性】</b>  呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性



建設業における化学物質管理の詳細や対応は、建設業労働災害防止協会のホームページに掲載されています。

「建設業における化学物質管理」として、リスク管理マニュアルや災害事例、各種パンフレットのほか、建設業に特化した化学物質管理に関する Q&A など、様々な情報を掲載していますので、活用して下さい。



## 「建設業における化学物質管理」(建災防HP)

### ◆ 建設業におけるリスクアセスメントの実施について ◆

建設業におけるリスクアセスメントについては「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」において、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ労働者の作業におけるばく露の程度を測定し、当該結果に基づき保護措置等を定めたマニュアル等を作成することで、現場毎での測定等を実施することなくリスクアセスメントを実施することができるものとされています。

建災防では、当該マニュアルについて、以下の「リスク管理マニュアル」を作成していますので、専門工事業等で以下のマニュアルに該当する作業がある場合はご活用ください。

#### リスク管理マニュアル等(建災防サイト)

- ・セメント系粉体取扱い作業リスク管理マニュアル
- ・スラリー作業リスク管理マニュアル
- ・ドア塗装作業リスク管理マニュアル
- ・防水作業リスク管理マニュアル
- ・シーリング等有機溶剤取扱い業リスク管理マニュアル
- ・接着作業リスク管理マニュアル



【リスク管理マニュアル】

上記ほか、建設業向けの皮膚等障害化学物質に対応した化学防護手袋の一覧表などを掲載しています。

- ・建設業使用皮膚等障害化学物質等と手袋適合表



### ◆ 金属アーク溶接等作業についての健康障害防止措置 ◆

従来から粉じん則で「粉じん」作業として措置が義務付けされていた「金属アーク溶接作業」について、溶接作業時に発生する「溶接ヒューム」において、神経障害、発がん性等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかとなったことを踏まえ、「溶接ヒューム」が特定化学物質に追加されました。令和3年4月1日から施行され、経過措置が令和5年3月31日に終了したことから、改正特化則に基づく措置が全面施行となっています。

なお、建設業については「屋外作業場等(毎回異なる屋内)」に該当するケースが多いため、主に以下の事項について改正されています。

全体換気等の対応

有効な呼吸用保護具

「特定化学物質」又は「金属アーク溶接等」

作業主任者の選任

特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断 など



【溶接ヒューム改正関係】



◆ 上記のほか、新たな化学物質規制に関するQ&A(厚労省)は以下を参考として下さい ◆

化学物質対策に関するQ&A(リスクアセスメント関係)



化学物質対策に関するQ&A(ラベル・SDS関係)

## 法定雇用障害者の数を算出する際の 除外率が引き下げられます。

障害の有無に関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会の実現」の理念の下、全ての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

しかし、その職務の性格から一律に障害者雇用率を適用し雇用義務を課すことはなじまない職種があると考えられたため、除外率が設定されていましたが、ノーマライゼーションの観点や職場環境の整備等が進んでいることなどから、平成14年の法改正により廃止に向け段階的に縮小することとなっています。**令和7年4月1日には、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、以下のようになります。**（令和6年度の報告で、除外率を5%又は10%で計算をしていた業種は、**令和7年度の報告では除外できなくなります。**）  
労働者の雇入れ又は解雇を行う際には、雇用する対象障害者である労働者の数が法定雇用障害者数以上でなければならないので、状況の確認と法定雇用率達成のための取組みをお願いします。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<b>5%</b>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<b>10%</b>
・港湾運送業 ・警備業	<b>15%</b>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<b>20%</b>
・林業（狩猟業を除く）	<b>25%</b>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<b>30%</b>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<b>35%</b>
・石炭・亜炭鉱業	<b>40%</b>
・道路旅客運送業 ・小学校	<b>45%</b>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<b>50%</b>
・船員等による船舶運航等の事業	<b>70%</b>

（参考）障害者雇用率の引き上げが予定されています。

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5% ⇒	<b>2.7%</b>
対象事業主の範囲	40.0人以上 ⇒	<b>37.5人以上</b>



**Point****除外率の設定がある場合、法定雇用障害者の数はこのように算出します**

例 本社で管理と営業を行い、本社とは別拠点で道路貨物運送業を行う場合。  
 本社に週所定労働時間が30時間以上の労働者が24人、24時間の労働者が2人、  
 別拠点に週所定労働時間が30時間以上の労働者が60人、28時間の労働者が10人  
 いるとします。 ※ **令和7年4月1日以降の新除外率を使用します。**

算出方法 拠点ごとに常用雇用労働者数を算出。除外率を乗じた労働者数（端数切捨）を  
 常用雇用労働者数から減じて算定基礎労働者数とし合計します。合計後の算定基  
 礎労働者数に法定雇用率を乗じて法定雇用障害者数を算出します（端数切捨）。

本社  $24人 + 2人 \times 0.5 = 25人$   
 本社の業種に除外率の設定はないので、本社の算定基礎労働者数は25人。  
 別拠点  $60人 + 10人 \times 0.5 = 65人$   
**別拠点は道路貨物運送業なので、除外率は10%**  
**除外すべきは  $65人 \times 10\% = 6.5人$  端数切捨なので、6人。**  
**別拠点の算定基礎労働者数は、  $65人 - 6人 = 59人$**   
 よって法定雇用障害者数は、 $(25人 + 59人) \times 0.025 = 2.1人$   
**端数切捨のため、2人 となります。**

**Point****障害者雇用における障害者の算定方法について**

週所定労働時間	身体障害者		知的障害者		精神障害者
	重度	重度以外	重度	重度以外	
30時間以上	2	1	2	1	1
20時間以上30時間未満	1	0.5	1	0.5	1
10時間以上20時間未満 ※	0.5	0	0.5	0	0.5

※ 就労継続支援A型事業所の利用者は、算定対象外です。

**【障害者雇用納付金の取扱いについて】**

- 令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
**旧除外率**で月ごとに算定基礎労働者数を計算し、算定していただくこととなります。
  - 令和7年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和8年4月1日から同年5月15日までの間）  
**新除外率**で月ごとに算定基礎労働者数を計算し、算定していただくこととなります。
  - 令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
 令和7年度分と同じく**新除外率**で算定していただくこととなります。なお、**障害者雇用率については、令和8年6月以前は2.5%で、令和8年7月以降は2.7%で算定**していただくこととなります。
- ※ 除外率適用前の常用雇用労働者数が100人を超える月が連続してまたは断続して5ヶ月以上ある場合は申告義務があります。なお、障害者雇用調整金及び報奨金に除外率は適用されません。



2024年10月1日から変更があります

# 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)は要件が緩和され、より利用しやすくなりました

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)には2つのメニューがあります。就職困難者を業務経験のない職種で雇い入れた際、下記メニューに該当する取り組みを実施すると、通常の1.5倍の助成を受けることができます。

## 【成長分野メニュー】

成長分野の業務に  
雇入れ



雇用管理改善  
or 能力開発

成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れ、当該労働者への雇用管理改善や能力開発を行うもの

## 【人材育成メニュー】

人材開発支援助成金を  
活用した訓練



5%以上の  
賃金引き上げ

人材開発支援助成金に基づく50時間以上の教育訓練を行ったうえで、雇入れ時より5%以上賃金引き上げを行うもの

## ■2つのメニューに共通した見直し

対象となる労働者の就労経験のない職業の判断について、就労経験の要件を見直しました。

見直し前	見直し後
過去に通算1年以上の就労経験がない場合	過去5年間に通算1年以上の就労経験がない場合と期間を限定
パート・アルバイトでの就労も就労経験に含む	パート・アルバイトの就労は就労経験がないものとして扱う

※パート・アルバイトでの就労経験であっても、正規雇用労働者と同等以上の職業能力を有する場合や、過去10年間に5年以上「正規雇用労働者」として当該業務の就労経験がある場合は除きます。

## ■人材育成メニューの見直し

公的職業資格の取得を目的とした教育訓練(教育訓練給付の指定講座に限る)であれば、50時間未満の訓練も対象とすることとしました。

見直し前	見直し後
実施する教育訓練は50時間以上の訓練であること	実施する教育訓練において、厚生労働大臣の指定する教育訓練給付の指定講座のうち公的職業資格※の取得を目的とした教育訓練は50時間未満の訓練でも対象とすること

※公的職業資格とは、資格または試験等であって国もしくは地方公共団体または国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものです。具体的には、普通自動車第2種運転免許等の業務独占資格や介護福祉士等の名称独占資格等が該当します。

※人材開発支援助成金の活用が要件となりますので、教育訓練の経費は全て事業主負担となります。

教育訓練給付の指定講座は、こちらから確認できます。

教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

## ハローワーク大阪東の求人・求職状況

### 1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年11月	前年同月	前年同月比	令和6年11月	前年同月	前年同月比
計	10,541	10,415	1.2	65,380	68,071	▲ 4.0
建設業	511	569	▲ 10.2	4,384	4,742	▲ 7.5
製造業	766	716	7.0	5,729	4,679	22.4
情報通信業	852	772	10.4	2,813	3,005	▲ 6.4
運輸業,郵便業	292	310	▲ 5.8	4,443	3,952	12.4
卸売業,小売業	887	1,066	▲ 16.8	6,324	6,766	▲ 6.5
学術研究,専門・技術サービス業	520	528	▲ 1.5	1,871	2,342	▲ 20.1
宿泊業,飲食サービス業	1,695	1,560	8.7	7,389	9,250	▲ 20.1
生活関連サービス業,娯楽業	118	163	▲ 27.6	1,982	2,795	▲ 29.1
教育,学習支援業	46	103	▲ 55.3	923	816	13.1
医療,福祉	2,505	2,465	1.6	17,932	18,525	▲ 3.2
サービス業（他に分類されないもの）	1,582	1,513	4.6	8,773	8,337	5.2

### 2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年11月	前年同月	前年同月比	令和6年11月	前年同月	前年同月比
職業計	1,440	1,422	1.3	22,063	22,525	▲ 2.1
A 管理的職業従事者	12	3	300.0	97	74	31.1
B 専門的・技術的職業従事者	250	254	▲ 1.6	3,411	3,520	▲ 3.1
C 事務従事者	419	426	▲ 1.6	5,440	5,481	▲ 0.7
D 販売従事者	93	112	▲ 17.0	1,308	1,373	▲ 4.7
E サービス職業従事者	144	141	2.1	2,313	2,271	1.8
F 保安職業従事者	17	8	112.5	226	205	10.2
G 農林漁業従事者	2	3	▲ 33.3	57	56	1.8
H 生産工程従事者	56	42	33.3	991	1,031	▲ 3.9
I 輸送・機械運転従事者	34	28	21.4	782	767	2.0
J 建設・採掘従事者	6	14	▲ 57.1	184	219	▲ 16.0
K 運搬・清掃・包装等従事者	107	105	1.9	2,392	2,306	3.7

### 3. 就職件数の推移

	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11
大阪東	379	332	308	434	531	476	435	396	446	348	322	370	321
大阪労働局	5,871	5,253	4,808	5,902	6,610	6,843	6,531	6,169	6,090	5,275	5,516	6,248	5,583

## 職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和6年11月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
<b>職業計</b>	17,095	7,597	2.25	112,503	97,788	1.15
<b>01管理的職業</b>	63	39	1.62	433	409	1.06
<b>02研究・技術の職業</b>	3,033	507	5.98	13,917	5,973	2.33
006開発技術者	256	46	5.57	1,572	636	2.47
007製造技術者	203	83	2.45	1,099	1,290	0.85
008建築・土木・測量技術者	1,107	52	21.29	3,895	701	5.56
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	970	199	4.87	4,636	2,118	2.19
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	205	365	0.56	946	4,022	0.24
017デザイナー	83	187	0.44	287	2,282	0.13
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	971	258	3.76	9,335	3,725	2.51
023看護師、准看護師	459	135	3.40	4,139	1,725	2.40
024医療技術者	192	35	5.49	1,862	616	3.02
025栄養士、管理栄養士	81	14	5.79	1,288	306	4.21
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	77	22	3.50	582	356	1.63
028保健医療関係助手	88	17	5.18	950	328	2.90
<b>05保育・教育の職業</b>	266	102	2.61	2,334	1,465	1.59
029.031.032その他の保育・教育の職業	261	92	2.84	2,253	1,322	1.70
<b>06事務的職業</b>	1,947	2,429	0.80	11,154	27,679	0.40
033総務・人事・企画事務の職業	255	257	0.99	1,422	2,792	0.51
034一般事務・秘書・受付の職業	464	1,426	0.33	2,718	16,239	0.17
037医療・介護事務の職業	155	86	1.80	1,356	1,283	1.06
038会計事務の職業	330	238	1.39	1,254	2,468	0.51
039生産関連事務の職業	128	45	2.84	902	634	1.42
040営業・販売関連事務の職業	319	172	1.85	1,636	1,845	0.89
<b>07販売・営業の職業</b>	3,407	532	6.40	13,421	6,208	2.16
045販売員	1,121	144	7.78	4,983	2,190	2.28
048営業の職業	2,001	351	5.70	7,688	3,740	2.06
<b>08福祉・介護の職業</b>	1,549	271	5.72	14,218	4,046	3.51
049福祉・介護の専門的職業	578	118	4.90	5,494	1,490	3.69
050施設介護の職業	654	145	4.51	6,653	2,402	2.77
051訪問介護の職業	317	8	39.63	2,071	154	13.45
<b>09サービスの職業</b>	1,523	360	4.23	11,308	4,413	2.56
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	31	68	0.46	2,488	769	3.24
055飲食物調理の職業	459	114	4.03	4,847	1,529	3.17
056接客・給仕の職業	782	104	7.52	3,015	1,225	2.46
057居住施設・ビル等の管理の職業	123	34	3.62	385	417	0.92
<b>10警備・保安の職業</b>	668	45	14.84	3,700	577	6.41
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	996	344	2.90	9,550	5,135	1.86
071製品製造・加工処理工（金属製品）	212	61	3.48	2,604	1,170	2.23
072製品製造・加工処理工（食料品等）	52	26	2.00	641	433	1.48
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	250	77	3.25	1,564	893	1.75
074機械組立工	94	28	3.36	926	551	1.68
075機械整備・修理工	146	28	5.21	1,850	450	4.11
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	138	92	1.50	919	930	0.99
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	1,062	235	4.52	10,053	4,453	2.26
082配送・集荷の職業	267	91	2.93	1,667	1,369	1.22
083貨物自動車運転の職業	137	36	3.81	3,248	1,075	3.02
085乗用車運転の職業	414	51	8.12	2,654	703	3.78
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	213	25	8.52	1,143	532	2.15
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	428	52	8.23	7,179	1,053	6.82
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	186	28	6.64	2,191	386	5.68
094電気・通信工事の職業	127	11	11.55	1,406	333	4.22
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	955	468	2.04	4,730	7,656	0.62
095荷役・運搬作業員	671	79	8.49	2,300	1,542	1.49
096清掃・洗浄作業員	150	90	1.67	1,006	1,187	0.85
（IT関連計）	1,950	608	3.21	9,796	6,826	1.44
（福祉関連計）	2,081	395	5.27	19,383	5,768	3.36
（介護関連小計）	1,459	230	6.34	13,655	3,533	3.86

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間より短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに未所せず、ワラン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和6年11月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
<b>職業計</b>	10,654	3,831	2.78	69,512	60,655	1.15
<b>02研究・技術の職業</b>	61	62	0.98	284	865	0.33
007製造技術者	3	21	0.14	41	234	0.18
008建築・土木・測量技術者	25	8	3.13	116	108	1.07
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	5	16	0.31	25	218	0.11
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	125	107	1.17	517	1,033	0.50
017デザイナー	39	53	0.74	237	463	0.51
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	643	188	3.42	5,807	2,562	2.27
023看護師、准看護師	434	107	4.06	2,924	1,431	2.04
024医療技術者	77	17	4.53	955	311	3.07
028保健医療関係助手	73	14	5.21	945	240	3.94
<b>05保育・教育の職業</b>	371	65	5.71	3,435	1,311	2.62
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	151	20	7.55	610	298	2.05
029.031.032その他の保育・教育の職業	220	45	4.89	2,825	1,013	2.79
<b>06事務的職業</b>	1,164	914	1.27	6,656	13,286	0.50
034一般事務・秘書・受付の職業	272	569	0.48	2,067	8,569	0.24
037医療・介護事務の職業	117	39	3.00	1,221	717	1.70
038会計事務の職業	230	62	3.71	536	758	0.71
040営業・販売関連事務の職業	73	27	2.70	385	434	0.89
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	181	65	2.78	613	723	0.85
<b>07販売・営業の職業</b>	455	113	4.03	2,911	2,234	1.30
045販売員	426	101	4.22	2,645	1,925	1.37
<b>08福祉・介護の職業</b>	1,364	155	8.80	12,933	2,619	4.94
049福祉・介護の専門的職業	191	59	3.24	2,383	796	2.99
050施設介護の職業	691	86	8.03	7,201	1,622	4.44
051訪問介護の職業	482	10	48.20	3,349	201	16.66
<b>09サービスの職業</b>	3,707	267	13.88	16,152	4,024	4.01
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	25	24	1.04	894	360	2.48
055飲食物調理の職業	1,924	108	17.81	10,906	1,772	6.15
056接客・給仕の職業	1,340	75	17.87	2,729	944	2.89
057居住施設・ビル等の管理の職業	287	36	7.97	801	566	1.42
<b>10警備・保安の職業</b>	363	26	13.96	3,007	462	6.51
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	340	74	4.59	2,526	1,437	1.76
071製品製造・加工処理工（金属製品）	15	4	3.75	228	193	1.18
072製品製造・加工処理工（食料品等）	125	14	8.93	873	282	3.10
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	144	31	4.65	722	397	1.82
074機械組立工	6	3	2.00	166	135	1.23
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	5	2	2.50	140	29	4.83
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	207	72	2.88	3,053	1,452	2.10
082配送・集荷の職業	43	24	1.79	725	418	1.73
083貨物自動車運転の職業	4	2	2.00	207	109	1.90
085乗用車運転の職業	130	33	3.94	1,463	535	2.73
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	15	9	1.67	183	116	1.58
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	23	7	3.29	172	164	1.05
091建設の職業（建設躯体工の職業を除く）	11	2	5.50	73	61	1.20
094電気・通信工事の職業	2	4	0.50	25	56	0.45
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	1,802	688	2.62	11,863	12,927	0.92
095荷役・運搬作業員	102	34	3.00	1,024	761	1.35
096清掃・洗浄作業員	1,343	159	8.45	7,311	3,183	2.30
097包装作業員	102	37	2.76	673	510	1.32
098選別・ピッキング作業員	68	26	2.62	752	802	0.94
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	187 255	432 142	0.43 1.80	2,103 984	7,671 1,575	0.27 0.62
（福祉関連計）	1,879	255	7.37	16,604	4,016	4.13
（介護関連小計）	1,383	135	10.24	12,929	2,346	5.51

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和6年11月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
<b>職業計</b>	234,470	316,427	248,859	234,475	309,729	243,822
<b>01管理的職業</b>	313,174	358,181	350,000	291,885	372,197	360,000
<b>02研究・技術の職業</b>	273,889	466,331	294,211	256,254	426,311	291,049
006開発技術者	242,183	407,443	288,333	243,822	392,312	325,034
007製造技術者	260,478	414,234	265,714	242,768	365,536	288,829
008建築・土木・測量技術者	307,031	534,696	285,714	278,090	463,306	302,685
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	252,312	425,701	284,483	250,141	439,603	269,304
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	223,655	306,878	252,564	231,375	335,906	245,551
017デザイナー	230,656	297,781	261,053	230,734	326,741	243,004
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	251,625	298,256	283,077	247,127	295,782	265,996
023看護師、准看護師	271,997	313,218	276,667	265,342	313,420	279,772
024医療技術者	245,834	294,963	253,333	250,661	298,918	257,191
025栄養士、管理栄養士	198,762	245,124	223,333	206,124	247,759	216,667
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師	230,661	313,588	240,000	244,636	332,869	250,000
028保健医療関係助手	204,722	231,037	--	199,799	230,048	201,400
<b>05保育・教育の職業</b>	217,532	259,764	211,818	217,478	255,541	222,485
029.031.032その他の保育・教育の職業	218,889	262,570	237,500	218,231	256,479	225,338
<b>06事務的職業</b>	214,112	277,746	233,737	217,794	277,634	226,362
033総務・人事・企画事務の職業	224,093	302,538	295,806	227,614	299,042	264,557
034一般事務・秘書・受付の職業	205,172	247,790	218,084	203,077	242,323	213,063
037医療・介護事務の職業	194,700	247,566	205,556	198,450	238,104	205,588
038会計事務の職業	227,545	312,995	257,500	233,400	307,435	240,088
040営業・販売関連事務の職業	218,824	289,583	231,111	216,954	277,632	250,255
<b>07販売・営業の職業</b>	225,117	292,788	271,000	233,129	323,684	270,850
045販売員	209,680	238,138	227,917	226,288	285,742	222,937
048営業の職業	231,831	317,621	299,268	236,170	342,573	291,672
<b>08福祉・介護の職業</b>	232,198	268,646	225,833	232,449	268,074	225,997
049福祉・介護の専門的職業	237,970	288,297	231,765	246,111	285,802	230,777
050施設介護の職業	225,111	249,830	218,889	219,629	251,495	222,674
051訪問介護の職業	232,925	255,725	250,000	225,273	258,576	233,182
<b>09サービスの職業</b>	223,075	259,425	234,800	240,044	293,712	233,794
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	220,600	260,000	210,833	258,478	348,064	216,375
055飲食物調理の職業	223,267	284,448	254,545	239,142	289,005	248,293
056接客・給仕の職業	232,001	244,871	275,455	240,478	280,775	229,832
057居住施設・ビル等の管理の職業	198,376	218,165	180,000	197,943	214,262	198,000
<b>10警備・保安の職業</b>	203,263	228,725	215,833	202,469	220,696	198,105
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	214,633	299,290	256,500	218,852	305,342	235,732
071製品製造・加工処理工（金属製品）	221,042	292,988	270,000	221,976	308,146	237,113
072製品製造・加工処理工（食料品等）	185,600	236,300	217,500	212,307	269,997	228,214
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	207,171	270,247	238,571	208,311	280,462	218,922
074機械組立工	217,444	314,000	206,667	215,404	308,577	223,966
075機械整備・修理工	214,126	335,984	425,000	222,235	317,493	267,966
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	227,525	337,774	245,000	230,907	347,669	234,198
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	220,062	258,528	266,129	244,993	302,125	256,070
082配送・集荷の職業	212,810	244,805	283,000	228,766	280,107	247,929
083貨物自動車運転の職業	239,576	270,024	308,000	271,266	340,060	290,929
085乗用車運転の職業	217,294	254,795	243,636	210,957	228,629	245,294
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	213,837	263,075	260,000	233,744	311,358	239,865
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	241,483	376,896	300,000	243,252	366,398	289,728
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	232,256	381,587	325,000	235,882	363,517	291,129
094電気・通信工事の職業	235,667	336,278	225,000	239,843	358,440	274,286
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	208,806	235,024	200,000	213,778	255,593	206,329
095荷役・運搬作業員	213,163	252,190	218,750	214,588	257,212	218,786
096清掃・洗浄作業員	204,471	220,759	167,500	213,122	245,768	192,759
（IT関連計）	248,654	410,986	294,085	246,812	411,439	266,067
（福祉関連計）	239,731	278,232	239,149	240,089	279,432	243,856
（介護関連小計）	229,475	266,222	219,310	230,994	266,659	225,225

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和6年11月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
<b>職業計</b>	1,233	1,311	1,224	1,254	1,378	1,184
<b>02研究・技術の職業</b>	1,380	1,880	1,455	1,326	1,711	1,360
007製造技術者	--	--	1,243	1,235	1,419	1,180
008建築・土木・測量技術者	1,367	1,800	--	1,428	2,152	1,465
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	--	--	--	1,224	1,345	1,252
<b>03法務・経営・文化芸術等の専門的職業</b>	1,411	1,599	1,242	1,311	1,535	1,378
017デザイナー	1,183	1,452	1,240	1,184	1,425	1,261
<b>04医療・看護・保健の職業</b>	1,776	1,924	1,812	1,769	1,982	1,621
023看護師、准看護師	1,841	1,942	1,660	1,723	1,889	1,632
024医療技術者	2,002	2,349	1,500	1,892	2,167	1,611
028保健医療関係助手	1,262	1,335	1,200	1,196	1,277	1,172
<b>05保育・教育の職業</b>	1,294	1,487	1,340	1,277	1,493	1,217
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,123	1,253	1,350	1,172	1,249	1,175
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,327	1,531	1,333	1,295	1,534	1,237
<b>06事務的職業</b>	1,237	1,305	1,197	1,193	1,291	1,169
034一般事務・秘書・受付の職業	1,173	1,242	1,204	1,170	1,258	1,161
037医療・介護事務の職業	1,212	1,299	1,114	1,184	1,270	1,117
038会計事務の職業	1,293	1,322	1,176	1,261	1,362	1,213
040営業・販売関連事務の職業	1,228	1,367	1,279	1,221	1,330	1,259
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,130	1,294	1,171	1,151	1,256	1,176
<b>07販売・営業の職業</b>	1,114	1,192	1,126	1,166	1,300	1,139
045販売員	1,114	1,167	1,127	1,159	1,288	1,130
<b>08福祉・介護の職業</b>	1,298	1,451	1,299	1,264	1,407	1,201
049福祉・介護の専門的職業	1,298	1,392	1,500	1,274	1,393	1,253
050施設介護の職業	1,276	1,402	1,269	1,229	1,325	1,184
051訪問介護の職業	1,344	1,583	--	1,360	1,668	1,198
<b>09サービスの職業</b>	1,137	1,164	1,176	1,142	1,286	1,155
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,231	1,500	1,114	1,151	1,566	1,143
055飲食調理の職業	1,124	1,155	1,145	1,134	1,286	1,163
056接客・給仕の職業	1,125	1,133	1,196	1,142	1,204	1,153
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,182	1,188	1,258	1,148	1,153	1,123
<b>10警備・保安の職業</b>	1,177	1,232	1,114	1,162	1,221	1,115
<b>12製造・修理・塗装・製図等の職業</b>	1,165	1,353	1,220	1,161	1,279	1,172
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,114	1,253	--	1,190	1,354	1,231
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,148	1,165	1,200	1,153	1,232	1,121
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,133	1,328	1,159	1,135	1,254	1,131
074機械組立工	1,400	1,700	--	1,212	1,323	1,162
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,114	1,200	1,200	1,136	1,196	1,298
<b>13配送・輸送・機械運転の職業</b>	1,161	1,264	1,136	1,189	1,259	1,172
082配送・集荷の職業	1,144	1,384	1,114	1,200	1,314	1,147
083貨物自動車運転の職業	1,150	1,679	--	1,203	1,386	1,129
085乗用車運転の職業	1,165	1,200	1,157	1,166	1,216	1,171
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,183	1,310	1,114	1,169	1,227	1,150
<b>14建設・土木・電気工事の職業</b>	1,438	1,575	--	1,459	1,840	1,291
091建設の職業（建設躯体工の職業を除く）	1,469	1,575	--	1,321	1,585	1,311
094電気・通信工事の職業	1,150	1,150	--	1,329	1,504	1,200
<b>15運搬・清掃・包装・選別等の職業</b>	1,139	1,158	1,120	1,140	1,169	1,114
095荷役・運搬作業員	1,173	1,248	1,114	1,163	1,226	1,138
096清掃・洗浄作業員	1,140	1,151	1,144	1,139	1,161	1,114
097包装作業員	1,120	1,186	1,145	1,127	1,181	1,149
098選別・ピッキング作業員	1,141	1,187	1,114	1,148	1,196	1,129
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	1,121	1,149	1,114	1,137	1,178	1,114
（福祉関連計）	1,176	1,467	1,303	1,186	1,355	1,215
（介護関連計）	1,452	1,600	1,458	1,400	1,553	1,381
（小計）	1,296	1,450	1,285	1,263	1,407	1,197

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2024年11月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	2	5	21	TOEIC(600点～)	23	210	11	25
第三種電気主任技術者	8	94	8	157	日本語検定1級	30	228	0	2
1級電気工事施工管理技士	4	37	25	58	日本語検定3級	6	136	0	0
2級電気工事施工管理技士	2	28	21	90	日商簿記1級	14	120	4	17
一級建築士	7	92	94	376	日商簿記2級	188	1,847	69	346
二級建築士	7	163	64	334	日商簿記3級	183	2,004	81	422
1級建築施工管理技士	5	84	63	365	簿記能力検定(全経2級)	10	83	4	18
2級建築施工管理技士	3	52	61	321	運行管理者(貨物)	9	172	2	67
1級土木施工管理技士	11	109	136	470	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	6	88	0	19
2級土木施工管理技士	4	74	133	433	医療事務資格	24	274	4	96
1級造園施工管理技士	1	15	0	33	登録販売者(一般医薬品)	16	216	1	91
薬剤師	20	258	25	502	理容師	6	41	2	1,334
保健師	11	138	28	183	美容師	50	488	18	1,589
助産師	4	58	1	40	ネイリスト技能検定試験2級	1	48	0	28
看護師	154	1,731	643	4,778	ネイリスト技能検定試験3級	4	58	0	41
准看護師	25	407	307	2,425	調理師	89	1,119	433	2,541
臨床検査技師	7	86	16	131	警備員検定試験(1級)	1	1	1	31
理学療法士	8	121	65	842	警備員検定試験(2級)	3	6	2	33
作業療法士	4	62	66	739	大型自動車免許	48	1,128	38	1,393
歯科技工士	5	59	1	43	大型自動車第二種免許	16	400	6	544
歯科衛生士	22	236	33	424	普通自動車免許	2,163	31,205	188	3,258
診療放射線技師	1	48	5	48	普通自動車第二種免許	26	469	244	1,640
言語聴覚士	3	24	39	361	大型特殊自動車免許	7	191	3	88
管理栄養士	20	328	86	646	自動二輪車免許	42	890	65	296
栄養士	39	487	130	1,321	原動機付自転車免許	12	319	242	801
あん摩マッサージ指圧師	0	16	44	476	牽引免許	9	304	4	234
はり師	5	67	54	453	フォークリフト運転技能者	157	3,366	339	2,905
きゅう師	5	61	24	367	中型自動車免許	18	393	170	2,135
柔道整復師	5	91	55	313	中型自動車第二種免許	4	46	0	182
臨床心理士	2	24	23	83	8トン限定中型自動車免許	19	517	79	985
社会福祉士	20	279	144	1,150	危険物取扱者(乙種)	52	904	35	232
介護福祉士	121	1,686	672	8,207	危険物取扱者(丙種)	5	80	1	48
保育士	88	1,540	288	3,165	溶接技能者	1	27	0	23
ホームヘルパー1級	4	58	72	443	ガス溶接技能者	15	335	0	109
ホームヘルパー2級	79	1,260	529	4,898	アーク溶接技能者(基本級)	7	180	0	94
精神保健福祉士	6	104	85	525	二級自動車整備士	8	92	11	227
介護支援専門員(ケアマネージャー)	14	349	95	1,341	三級自動車整備士	2	58	10	161
介護職員基礎研修修了者	1	41	24	291	自動車検査員	3	32	2	42
福祉用具専門相談員	2	102	9	72	2級ボイラー技士	11	198	34	113
介護職員初任者研修修了者	71	938	919	9,805	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	2	96	0	41
介護職員実務者研修修了者	30	389	367	4,713	移動式クレーン運転士	6	187	2	101
税理士	3	16	11	54	小型移動式クレーン運転技能者	14	233	2	118
社会保険労務士	9	113	16	67	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	2	40	0	53
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	67	1,168	68	1,149	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	4	134	22	205
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	20	322	27	355	玉掛技能者	45	1,289	42	763
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	42	563	13	131	第一種電気工事士	12	160	24	365
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	72	752	98	415	第二種電気工事士	43	768	159	1,123
管理業務主任者	4	67	5	25	足場の組立て等作業主任者	1	55	6	64
実用英語技能検定2級	54	598	8	22	1級管工事施工管理技士	6	40	29	78
TOEIC(730点～)	48	432	7	22	2級管工事施工管理技士	1	25	32	99